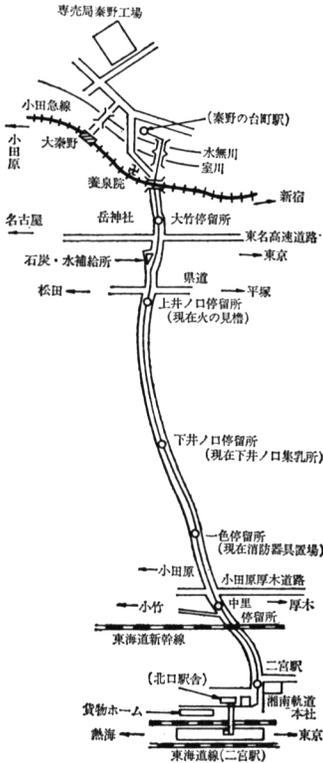


### 第3章 明治期の社会と文化



軽便鉄道路線図

『二宮町郷土誌』から

が具体化すると、たちまち起こされたのが人力車夫の反対運動であった。いわゆる市内電車の敷設計画は、こうした反対をしずめながら進めねばならなかったのである。

競願者の談合もまとまり、一本化して、横浜電気鉄道株式会社の設立されたのは、一九〇二（明治三十五）年九月二十三日であった。最初に

とこで一九〇六（明治三十九）年三月三十一日には鉄道国有法が公布され、主要な私設鉄道の買収が十月から開始されていた。一九〇七（明治四十）年十月には、十七鉄道の買収が完了したのである。政府は一九一〇（明治四十三年）三月、横浜鉄道に対しても鉄道国有法の規定を適用し、同社が保有する物件を借り入れた。こうして四月一日から、鉄道院は全線の営業を継承した。買収によって横浜鉄道が国有に帰したのは、一九一七（大正六）年十月一日である。ここに横浜線となって、今日に至る。

横浜鉄道の路線は、官設鉄道の神奈川駅付近から、原町田をへて八王子に達する、延長四十二・五キロメートルであった。そして会社は、東海道線に東神奈川駅を設備し、ここを起点にするとともに、無償で鉄道庁に貸し渡す。起工は一九〇三（明治三十六）年六月、開業は一九〇八（明治四十一年）年九月二十三日であった。また神奈川における海陸連絡のため、貨物線を敷設することも認められ、一九一〇（明治四十三年）年十二月十日に、東神奈川―海神奈川が開通した。

横浜市内に電車を走らせる計画も、明治二十年代の末から立てられていた。これもまた幾つもの会社の競願となったが、計画

設けられた路線は、官鉄の神奈川駅前（現在 青木橋付近）から、高島町をへて大江橋（現在 桜木町駅前）に至る。こうして一九〇四（明治三十七）年七月十五日、神奈川—大江橋の間、二・六<sup>キロ</sup>に、電車が開通した。車両は四十人乗り、八両から十二両が運転され、五分ごとに発車した。料金は三銭、別に通行税一銭が付加されたから、計四銭であった。

開業の翌年には、路線も大江橋—西の橋、また尾上町—花園橋の間が開かれる。これより明治の末年までに、馬車道—駿河橋、西の橋—本牧原の間も開通し、市民の足として重宝がられた。こえて一九二〇（大正九）年十月二十七日、横浜市は電鉄の全路線を買収し、翌一九二二（大正十）年四月一日から市営電車として経営されることになる。このとき料金は片道七銭となった。市電の廃止は一九七二（昭和四十七）年である。

市内電車の走り始めたとき、京浜電鉄は川崎から品川まで延長されていた。すなわち一九〇四（明治三十七）年五月八日、品川鉄橋（八ッ山橋）—大森海岸が開通したのである。つづいて神奈川延長線が着工され、一九〇五（明治三十八）年十二月二十四日には、川崎—神奈川の間が開通した。ここに京浜電鉄は、東京（品川）—横浜の間の全通を達成した。

これに対して官鉄は、新橋—横浜の間に二十七分で走る最急行の運転を開始した。しかし官鉄の汽車は一日二回しか走らない。乗客にとって、速度はおとっていても、やはり電車のほうが便利であった。しかも京浜電鉄は、横浜電鉄とも協定し、東京から横浜市内までの共通切符を発売する。品川から横浜の市街まで、電車を乗り継いで行くことができるから、いよいよ便利であった。いまや電車は、文字どおり市民の足となりつつあったのである。官鉄が東京—横浜の間に電車の運転を始めたのは、一九一五（大正四）年のことであった。

### 三 電話交換の開始

#### 横浜に最初の電話

近代文明の利器である電話器は、グラハム・ベルが発明した翌年、すなわち一八七七（明治十）年十一月、早くも横浜の外人商社によって輸入され、工部省に納入された。工部省は直ちに、横浜の電信分局と東京の本省との間で、電話の実験を行っている。また輸入品を手本として、国産品の製作に取り掛かった。

一八七八（明治十二）年からは、横浜において、電話線（単線）の敷設を開始した。ただし電話を設備したのは、まず警察関係であり、ついで県庁・灯台・海軍などであって、明治十年代の電話は、もっぱら官用に供されたのであった。一般公衆用の電話として最初に設備されたのは、一八九〇（明治二十三）年一月一日、東京―熱海間の長距離電話であり、約一年間にわたって試験通話が行われた。

これよりさき政府は、電話を官営とする方針を決定し、公衆通話を実現するため、準備を進めていた。当初の計画として、電話交換は東京と横浜に開設すること、そして加入者の予定数を東京三百、横浜百と見込んだ。一八八九（明治二十二）年後半から、逋信省は新聞を通じ、また当局みずから、電話の効用を宣伝した。

一八九〇（明治二十三）年四月十九日には電話交換規則が公布され、いよいよ当局は加入者の募集を開始する。しかし東京でも、横浜でも、当局の思わくに反して、申し込みは少なかった。電話交換が開始されたのは一八九〇（明治二十三）年十二月十六日であったが、当日までの申込者は東京二百十五名、横浜四十五名であった。横浜における加入者のうち、番号の判明しているものは、第十七表の三十一名である。

第17表 横浜電話交換局電話番号簿

電話番号	加入者名	電話番号	加入者名	電話番号	加入者名
1	横浜電話交換局	12	スウイス総領事	23	田中銀行出張所
2	横浜郵便電信局	13	横浜共同電燈会社	24	第一国立銀行
3	横浜電話所	14	ラスベ商会	25	モ一商会
4	横浜正金銀行	15	松村清吉	26	平沼専蔵
5	岩崎友次郎	16	薩摩治兵衛支店	27	榎本慶三郎
6	安部幸兵衛	17	オーセンブラーゲン	28	ウインケレル商会
7	内国通運会社支店	18	若尾幾蔵	29	通信省燈台局
8	松下回漕店	19	新東洋銀行	30	磯野計
9	日本郵船会社支店	20	オットウライマルス商会	60	横浜電話交換局技手
10	同所船客送迎所	21	増田増蔵		
11	バヴィア商会	22	三井物産会社支店		

『横浜の電話』から

右の内訳は、電話局関係のほか、生糸商・貿易商・銀行・回漕業などの職種で大半を占める。当初の電話が、どのような方面で利用されたか、うかがわれるであろう。また第三十一番から五十九番までは不明であるが、神奈川県関係、横浜市関係が、このなかにふくまれているか、と考えられる。

このときの電話は、申し込みさえすれば無料で開設された。使用料は、横浜の場合、年額三十五円（東京は五十円）。市内通話の料金は不要であったが、横浜から東京へかけるとき（市外通話）は五分間につき十五銭であった。

加入者以外の者の利用に供するため、電話所が設けられた。横浜電話所は電話交換局（山下町）内に開かれ、電話をかけた者は、ここに赴いて料金を納付すると、係員が相手呼び出してくれた。一通話（五分）につき、市内（横浜）は五銭、市外（東京）は十五銭であった。

こうして電話交換の業務は、東京および横浜において、まず開始されたのである。大阪および神戸に開業したのは一八九三（明治二十六年）三月、東京―大阪に長距離通話が開通したのは一八九九（明治三十二年）二月であった。

### 電話交換網の拡大

はじめは人気のなかった電話も、しだいに効用が認められてゆき、加入者も増加していった。開業のとき、横浜における加入申込者は四十五、開通は四十二、したがって積滞は三であった。それが

三年後一八九三（明治二十六）年には加入者が二百を越える。一八九七（明治三十）年には五百をこえ、積滞数も五百に達した。一八九九（明治三十二）年には加入者が千を越えた。

市内の電話所も、つぎつぎに増設された。一九〇〇（明治三十三）年度には、六か所に電話所が設けられている。さらに一九〇一（明治三十四）年八月には大磯・鎌倉・葉山・宮ノ下（箱根）にも電話所を開設した。これらの電話所からは、横浜および東京に対して通話することができた。また電話呼出規定が定められ、鎌倉や葉山に在住する者を電話所に呼び出し、通話することもできた。この場合の呼出料は、一回十五銭であった。

大磯・鎌倉・葉山・箱根は、観光地あるいは保養地として栄え、貴顕名士の別荘もぞくぞくと建てられていた。電話の開通を望む声も高かった。しかし電話の加入設備や維持を、すべて国の費用でまかなうことは、当時として困難である。そこで一九〇二（明治三十五）年七月、特設電話加入の制度を新設した。これは普通電話と違って、設備に要する費用の一切を加入者が負担する。さらに加入者は、登記料五円、および年額二十四円の電話交換料を納めねばならなかった。

この制度によって、県下の各電話所は加入の受付を開始した。そして一九〇二（明治三十五）年九月十七日、葉山・宮ノ下・湯本の電話所において、電話交換業務が開始されたのである。特設電話制度による最初の交換業務であった。その後も特設電話による交換業務は、鎌倉・大磯、さらに小田原と、つぎつぎに開始されてゆく。

一九〇四（明治三十七）年、日露戦争の開戦とともに、軍港としての横須賀には、軍事上の必要により、三月十八日、電話交換業務が開始された。これは特設電話ではない。国費（臨時軍事費）により、横浜について電話交換局が開設されたのである。

街頭で通話することのできる公衆電話は、そのころ「自動電話」と呼ばれ、一九〇〇（明治三十三年）九月に東京の二か所（新橋駅・上野駅）に初めて設置された。ついで横浜市内の各所、および葉山・逗子にも、自動電話が開設される。この自動電

話によって、一般公衆も電話の利用がいっそう便利になったことは、いうまでもない。

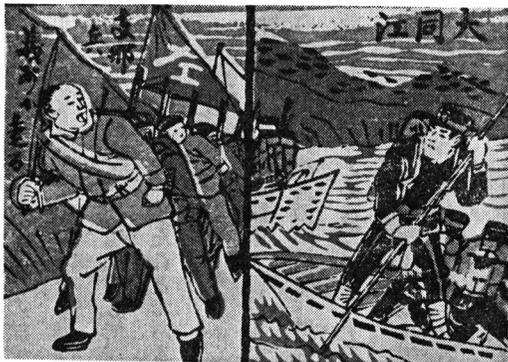
明治の末に及んで、電話は東海道線・横須賀線の沿線都市をはじめ、県北の厚木・秦野にも普及してゆく。一九二二（明治四十五）年度における県下の電話取扱局は二十、加入者は五千七百三十八に達していた。

## 第二節 教育の普及

### 一 初等教育と戦争

**日清戦争と小学校教育** 一八九四（明治二十七）年八月、清国に対して宣戦が布告され、日清戦争が開始されると、県下の教育も戦時色に塗りつぶされた。この年、修身教育に関する文部省訓令を県下に流し、修身は教科書なしで教えてもよいと

したので、県下各校では、日清戦争を題材にした説教や講話を、教室で行う先生が続出している。例えば、久良岐郡（現在横浜市金沢区）の一小学校では、修身の時間に次のような、時局を反映した授業が行われていたのである。「日清韓事件ニ付修身時間ノ一部ヲ以テ之ニ関スル歴史談ニ充テ尊王愛国ノ志氣ヲ養成センコトヲ計ル」（『三分小学校沿革誌』）。また高座郡（現在相模原市）の小学校では「吾等皇国民タルモノガ無事安穩ニ世ヲ送ルヲ得ルハ誰ガ賜ナルカ」（『田名小学校・修身教授細目』）と授業中に問いかけた学校もある。そして、同校児童は全員で軍隊に資金献納を申し出ており、これに対する感謝状も受けている。教科の内容にも戦時色が盛られたことは、いうまでもない。開戦の直後、文部省は、小学校における体育・衛生に関する訓令を発し、高等小学校児童（男子）に兵式体操を課する際、軍歌を用い氣勢をあげるよう努むべしと示した。県もこの文部



日清戦争を描いた菓子のレットル

津久井町郷土資料館蔵

小学校経費を負担していた市町村の側も、軍人に対する慰問・送迎、戦勝祝賀等には、臨時の出費をした。これらに対し、県は「教育上ニ於テハ毫モ支障ヲ来サザルノミナラズ陸海軍人ノ忠実勇武ニシテ其連戦連勝ハ国民教育上ニ效益ヲ及ホシタルコト著大ナリトス」(『明治二十八年学事年報』)と評価していたのである。

### 指導行政機関の設置

日清戦争が終わると、政府は、戦後経営上、教育の重要性を再認識するようになって、教育全般に対し積極的な指導性を強化していった。まず、一八九七年、地方視学を道府県など地方庁におくこととし、この機関を通じて、教育勅語の趣旨徹底や学習指導の改善などをはかった。二年後には「地方官官制」を改め、視学官の

省訓令を直ちに全県下小学校に伝達した。ついで翌年、各郡役所に対し、小学校が使用する軍歌を、『明治軍歌』から六曲、『日本軍歌』から五曲、『忠勇軍歌集』から十四曲など計三十曲のなかから選択せよと指示した。

ところで小学校教員への時局の影響のうち、最も大きいものは、転退職が多くなったことである。一八九五(明治二十八)年度では、正教員の欠員は、二百七十一人で、一人当たり担当児童が八十七人に増加した。県は、この対策として、一時的には、准教員を採用して間に合わせたが、遂に師範学校に講習科を設けるに至った。

一方、教員不足に加え校舎の少ない横浜等に、不正常授業を生じさせた。例えば、九五年には五校、九七年には四校が二部授業に入っている。これにより、早番の児童は、朝は六時(夏)、七時(春、秋)から登校し、遅番は四時(秋、冬)、四時半(春)まで授業を受けたのである。

ほかに、視学、郡視学を設置した。この視学官は、県庁内務部第三課長に兼任させ、視学は従前の地方視学（二名）をあてた。本県は郡視学については、小学校令等に即応して、すでに郡視学職務規定（一八九八年）を作っていた。これによれば、郡視学は郡長の指揮で郡内の教育を監督することであったが、各学校に配付済みの天皇の写真、教育勅語の奉置に関しては、まず第一に視察すべき要項として掲げられている。一九〇〇年の任用令によって、郡視学が十一の郡に一名ずつ配置された。そのメンバーには優秀な教員が抜てきされた。彼らは、横浜市教育課長、師範学校教諭等も含めた、視学会議を開き、児童就学率の向上、教員の補充、教育の内容、教授法の改善などについて討議し、小学校教員の指導・監督に万全を期した。

このような教育行政機構の拡大について政府が、小学校の再編成にとりかかったのは、一九〇〇（明治三十三年）であった。すなわち、政府は小学校令を再び大幅に改正し、同時に「小学校令施行規則」も制定した。このうち、児童の父兄に関するものは、保護者・雇用者に対して、学齢児童を就学させる義務を負わせたこと、市町村立尋常小学校に対して授業料を徴収することを得ずと規定したことである。この措置は、児童就学率を著しく促進する原因となった。

そこで本県も、「小学校令」同令施行規則に関連する規程（明治三十四年県令第七号）を発して、政府の政策を補完した。その内容は、小学校の設置・教科編制及学期休業・設備・就学・教員の検定・免許状・職員の進退・学校長教員の服務・職務・市町村立小学校教員の俸給等、児童の授業料などを精密に規定した。翌年、県知事は、小学校長会議で「小学校令第一条ノ普通教育ト云フモノ本旨」に即するよう努めよと訓示し、とくに就学督責、実業教育振興、教員の道徳的実践の重要性も強調した。しかし、この改革のため、直接の影響を最も受けたのは、国語科の新設などにより指導法を研究する必要に迫られた教員と、授業料廃止により財源を失い、市町村費の支出を増加せざるを得なかった市町村であった。

授業料制の全廃により、従前から授業料収入に頼ってきた横浜市のごときは一時財政的なショックをうけた。しかし、「小学

校令」(五十七条)には府県知事の許可があれば授業料を徴収してもよいとの特例があったので、横浜市は、月謝を尋常科(二十銭)高等科(一元〇三十銭)と別々に徴収することとし、県の許可を得た。義務教育年限の延長後も、市会の決議を経て授業料をとり続けた。低所得者子弟に対しては、減額、免除の措置を講じ、一九一(明治四十四)年からは、無料の特殊夜学部(市内六校)を設けた。

#### 日露戦争と教育

一九〇四(明治三十七)年二月、政府はロシアに対する宣戦を布告した。これに呼応して文部省は訓令を次々に発し、教育従事者の心得、戦死者遺族・出征・応召軍人等の子女の授業料減免等を制定した。県も、この訓令を遵守するよう郡・市町村に命じ、特に、日清戦争の経験を生かし、軍人の後顧の憂い<sup>うれい</sup>をなくするための措置として、教育費の緊縮影響による教員給与の削減や児童就学の減少に対する防止策を講ずるよう訓令した。そして、内務部長名をもって、教育費の節減項目、教員削減の職種(補助教員など)を指定し、児童数の少ない学校の統合を命じた。これは各市町村が、戦争関係臨時支出の増加にもかかわらず、非常特別税・地租付加税の制限等で収入が減少し、苦境に陥っていたからである。この地方財政難は、市町村をして、あるいは「新事業ハ支障ナキ限り之ヲ延期」させたとか、あるいは「戦時ノ為メ校舍ノ新営校地ノ拡張等ヲ延期シタ」(『学事状況』明治三十八年)とか、多くの影響を与えた。

市町村財政の窮乏によって、教員のうち、高齢者を「老朽」の名のもとに退職させ、また低給与の教員を他職へ転じさせたので、欠員が増加した。明治三十八年度の県報告では、正教員の不足が三百七十人に達したので、准教員と代用教員で補充したが、なお三十五人の欠員を生じたという。そこで、県は、登校生徒を午前、午後に分ける二部授業を行わせる一方で、学校に対する督励を行った。その方法は、郡視学に郡内の各学校を二回以上、学務関係の県庁吏員に県内の各学校を一回以上にわたり巡視、督励させるといったものであった。また、教員に対しては、県教育会を通して、教育担当部長に訓辞させている。そ

の内容は、例えば、日本軍の勝因は国民の忠君愛国心によるとか、この愛国心をもつものが大和民族の特性であると国民が思うようになったのは、教育の効果である、というのである(塚本第二部長の演説『神奈川県教育会雑誌』四号)。県下の各学校も、戦争との関連を深くしているが、これを小田原小学校の総括的報告によって述べてみよう。戦時中の二年間に出征軍人の歓送が三十五回、帰還軍人歓迎が十五回、戦死者の葬儀参加が二十四回であり、また戦勝の原因を説く講演会の開催が八回催された。また出征軍人に出した慰問状は三百通、傷病軍人へ送った児童成績品は五百校であったという。さらに教室では「軍人ノ奉公美談、時局問題、戦地ノ状況、土気ヲ鼓舞スル歌」が教えられている。ほかに日本軍進撃の状況や戦局の指導が、校内の一定の場所に掲示されていた。なお、児童による校外活動として、兵士・軍人の子弟には親切にする運動や、家内にある物を節約することにより貯金する運動などが大に行われたという(『神奈川県教育会雑誌』七号)。県下の多くの学校も、軍人の歓送迎会へは児童全員を、戦死者の葬儀へは三、四年生を参加させており、地元の子供の凱旋式は臨時休業まで行っている例もある。

日露戦争の県下教育界に及ぼした影響について、県当局は、どのような総括をしたかをみると、まず、教育関心が一般に高まったことを、就学率の向上、教育に関する研究会、講習会の頻繁な開催などを例としてあげた。次に、学校基本財産の必要性を認め、これを設置・増殖しようとする市町村が多くなったとし、最後に、実業教育への興味が増し、実業補習学校が急増加し始めたとしている(『神奈川県統計書』、『学事報告』等)。

### 教化政策の浸透

日露開戦にさきだつ一九〇二年、県は公立小学校校長会議で「令規ニ穩カナラヌコトニ就テ空シク時間ヲ費シテ討論」することは望ましくないとし「社会ノ有様ハ如何デモ宜シイ自分一個ハ己レノ本分ヲ守ツテ他ヲ顧ミナイ」教員となるよう要望した(『神奈川県教育会雑誌』二四号)。日露戦争が始まってから社会主義者たちは、『平民新聞』

や民間教育雑誌等を通じて、教育政策や教育内容を批判していた。戦後、日本社会党が公認されたが、しかし政府は一九〇六年、社会主義を学校教育から排除しようとし、学生の思想を取りしめることとした(訓令一号)。神奈川県教育会は、訓令を機関紙に掲載し、直ちに同調した。このころ各郡の教育会も総会には、知事や県官が出席し、教育勅語の徹底をはかった。例えば、時の知事周布公平は「教育の本源は教育勅語に存するや論なし……この御趣旨を子弟並に保護者等一般に鼓吹せられんことを望む」(『神奈川県教育雑誌』三三三号)と演説した。

一九〇八(明治四十二)年になると、教育勅語の奉体を全国一律に拡大しようとした。すなわち、政府は、師範学校校長会議に諮問し、答申を受けて、小学校卒業後まで勅語の趣旨を实践させること(暗誦・最終学年の修身での徹底など)、及び家庭・社会一般にも実践させること(青年会・処女会・戸主会・補習学校・通俗講和会で趣旨訓話、教員・校長に躬行実践まぶらさせること、などを適当と認め、全国に流した。県は、小学校に対しては各郡長を通じて、中等学校には直接、この答申内容を「通牒」として伝達した。翌一九〇九年、政府は帝国教育会(大日本教育会の後身)に、教育勅語御趣旨の貫徹、躬行の精神養成の方法を諮問した。これに対し、修身科の授業は、すべて勅語に基づくものなることを知らしめることなど、十五項目を答申した。本県でも中郡のように、小学校長たちに、勅語趣旨貫徹の方法を考案させた地方もあった。

修身教科書は、すでに一九〇三年に国語・日本史・地理・図画と共に必ず文部省の著作・発行のものを使用する国定制度となつたので、一九〇四(明治三十七)年から国定『尋常小学修身書』が全国で教えられた。一九一〇(明治四十三年)、政府は、この修身教科書を大幅に改訂し、その趣旨の貫徹方を訓令した(文部省訓令二号、県訓令二号)。ここでは、教育勅語に基づく忠孝の大義の明確化、国民固有の特性の發揮を重点目標として、従前の修身教科書を修正したとあり、自今、これが使用にあり、右の趣旨を貫徹するようにと期待した。この改訂では、五、六年間の新教科書の内容は、皇大神宮・忠孝・教育勅語等